

平成26年

# 双葉町議会会議録

第2回定例会

6月18日開会～6月20日閉会

双葉町議会

## 平成26年第2回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示 .....	1
応招・不応招議員 .....	2

### 第 1 日 (6月18日)

議事日程 .....	3
出席議員 .....	4
欠席議員 .....	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 .....	4
職務のため議場に参加した者の職氏名 .....	4
開 会 .....	5
開 議 .....	5
議事日程の報告 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
諸般の報告 .....	5
行政報告 .....	6
議案第32号から諮問第1号までの一括上程 .....	10
議案第32号から諮問第1号までの提案理由の説明 .....	10
散 会 .....	12

### 第 2 日 (6月19日)

議事日程 .....	13
出席議員 .....	14
欠席議員 .....	14
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 .....	14
職務のため議場に参加した者の職氏名 .....	14
開 議 .....	15
議事日程の報告 .....	15
一般質問 .....	15
羽山君子君 .....	15

白 岩 寿 夫 君 .....	2 0
谷津田 光 治 君 .....	2 5
散 会 .....	3 6

第 3 日 (6月20日)

議事日程 .....	3 7
出席議員 .....	3 8
欠席議員 .....	3 8
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 .....	3 8
職務のため議場に参加した者の職氏名 .....	3 8
開 議 .....	3 9
議事日程の報告 .....	3 9
議案第32号の質疑、討論、採決 .....	3 9
議案第33号の質疑、討論、採決 .....	4 1
議案第34号の質疑、討論、採決 .....	4 2
議案第35号の質疑、討論、採決 .....	4 3
議案第36号の質疑、討論、採決 .....	4 4
議案第37号の質疑、討論、採決 .....	4 5
議案第38号の質疑、討論、採決 .....	4 5
議案第39号の質疑、討論、採決 .....	4 6
議案第40号の質疑、討論、採決 .....	4 6
議案第41号の質疑、討論、採決 .....	4 7
議案第42号の質疑、討論、採決 .....	4 7
諮問第1号の質疑、討論、採決 .....	4 9
常任委員会の閉会中の所管事務調査について .....	4 9
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について .....	5 0
閉 会 .....	5 0

6 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

26 双葉町告示第13号

平成26年第2回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年5月29日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 平成26年6月18日（水）  
午前10時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 羽山君子君  
3番 高萩文孝君  
5番 清川泰弘君  
7番 岩本久人君

2番 白岩寿夫君  
4番 菅野博紀君  
6番 谷津田光治君  
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

## 平成26年第2回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成26年6月18日（水曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告  
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第32号 専決処分の承認について  
専決第2号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第6 議案第33号 専決処分の承認について  
専決第3号 平成25年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第34号 専決処分の承認について  
専決第4号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第35号 専決処分の承認について  
専決第5号 平成25年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第36号 専決処分の承認について  
専決第6号 平成25年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第37号 専決処分の承認について  
専決第7号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第38号 専決処分の承認について  
専決第8号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第39号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第40号 双葉町立小・中学校条例の一部改正について
- 日程第14 議案第41号 双葉町立幼稚園設置条例の一部改正について
- 日程第15 議案第42号 平成26年度双葉町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	半澤浩司君
教育長	半谷淳君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長兼 課長補佐係長 秘書広報係長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
参事兼 復興推進課長	駒田義誌君
税務課長	山本一弥君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局局長兼 コミュニティー センター所長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
参事兼 健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大住宗重君
生活支援課長兼 埼玉支所長	志賀睦君
教育総務課長	今泉祐一君
会計管理者	半谷安子君
代表監査委員	五十嵐一雄君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	大浦寿子

---

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第2回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、6番、谷津田光治君、7番、岩本久人君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、6月12日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から6月20日までの3日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から20日までの3日間に決定しました。

なお、6月19日と20日の会議は議事日程上の都合によって午前10時に繰り下げて開くことにしたいと思います。

---

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。平成26年第2回双葉町議会定例会行政報告をいたします。平成26年第2回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により全町避難を強いられてから3年3カ月が経過いたしました。町民の皆さんは、依然として全国各地での厳しい避難生活を強いられており、町として町民の皆さんの不自由な生活を少しでも改善できるよう職員一同取り組んでいるところであります。

3月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

3月27日、町民が昨年12月27日に全員退所され、その後施設の修繕、整理等を進めておりました旧騎西高校避難所の閉鎖を上田埼玉県知事、大橋加須市長を初めお世話になった関係機関等へのお礼と報告を行ってまいりました。

4月1日、業務体制の一部を見直し、双葉町役場いわき事務所に生活支援課を配置し、郡山支所及び埼玉支所の3カ所で応急仮設住宅等の対応を開始いたしました。

また、町民同士のコミュニティの維持確保を図ることを目的として、町民ひとしく利用いただくための町民交流施設「せんだん広場」を郡山市に開所いたしました。開所後、6月13日までの利用者数は延べ767名となっております。

4月7日、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故以来3年間休校しておりました町立ふたば幼稚園、双葉南小学校、双葉北小学校、双葉中学校の開校式並びに入園、入学式を勿来市民会館において挙行いたしました。幼稚園児1名、小学生4名、中学生6名、合計11名が緊張した面持ちながら晴れやかに入園、入学いたしました。

また、式典終了後にはそれぞれの学校の開校を祝う会を開催いたしました。当日は、町議会議員の皆様はもちろんのこと、国会議員を初め文部科学省、福島県教育委員会、いわき市の関係の方々など多くのご来賓のご臨席を賜り、厳粛のうちにも盛大に開催されたところであります。学校開校までご支援、ご協力をいただきました関係者の皆様方に対し、深く感謝申し上げます。

4月20日、平成26年度春季連合検閲式が、双葉郡8町村の消防団員約650名が一堂に会し、広野町総合グラウンドで開催されました。当町からも、全国の避難先から33名の消防団員が参加いたしました。式では、双葉地方町村会長の渡辺利綱大熊町長の観閲に続き、分列行進が行われ、双葉町消防団も渡辺浩美訓練分団長の指揮のもと、統制のとれた堂々の行進を披露しました。

帰還困難区域の特別通過交通につきましては、町民の皆さんのきずなの維持や被災地域の復興に資するため、通行証の有効期間を従前の最大3カ月間から最大6カ月間に変更されております。また、

申請受け付け時におきまして、郡内の国道6号線の路上においても空間線量が依然として高い地点もあることから、引き続き若年者の通過等についてはご遠慮いただいているところです。

帰還困難区域への自家用車を用いた住民の一時帰宅につきましては、昨年度までの月1回の制限が緩和され、年間15回となり、より町民の皆さんの計画やご都合に合わせて一時帰宅ができることとなりました。今年度は、4月25日の開始から5月末日までの自家用車による一時帰宅累計実績数は965世帯、2,261名となっております。バスによる住民一時帰宅も昨年度よりも頻度をふやし、実施していただいております。5月は2日間で40世帯、60名の方々が、6月は2日間で17世帯、28名の方々が一時帰宅されております。

また、町では双葉町内の定期的なパトロールを実施し、一般町道の倒木撤去や危険箇所の補修、防災、防犯監視等に努めております。

急増するイノシシ等の野生動物の被害対策につきましては、昨年度に引き続き、環境省が業者へ委託し、5月26日から箱わな7基を町内各所に設置し、駆除を実施しており、これまで6頭を捕獲しております。今後も農地等の荒廃や家屋への侵入による被害防止に努めてまいります。

町独自で実施しております双葉町内の空間放射線量の測定結果につきましては、これまでどおり福島県のシステムに登録し、随時公表しております。現在本年2月に実施した375地点の測定結果をインターネットの福島県放射能測定マップ上に各市町村とともに公開しており、引き続き空間放射線量の把握に努めてまいります。

国の帰還困難区域における除染モデル実証事業につきましては、双葉厚生病院エリア、ふたば幼稚園エリア、山田農村広場エリアが終了し、環境省からそれぞれの箇所における除染前と除染後の空間放射線量を比較した低減率の報告がありました。各エリアの低減率は、双葉厚生病院エリアが67から71%、ふたば幼稚園エリアが66から73%、山田農村広場エリアでは39から80%とのことであります。しかしながら、除染後の線量が低いところでも3マイクロシーベルトパーアワー程度であることから、その結果等も踏まえて、今後の帰還困難区域の除染への対応やモデル事業の追加実施を国に求めています。一方、避難指示解除準備区域における国の特別地域内除染実施計画については、本町では未策定であることから、早急に策定するよう国に強く求めているところであります。

甲状腺検査の実施につきましては、全国に避難されている39歳以下の町民の皆さんを対象として全国組織の医療機関に検査を委託しております。その実施可能な医療機関において、平成25年度は356名の方が検査を受けられました。今後も実施可能な医療機関をふやすとともに、受検しやすい環境整備に努めてまいります。

ホールボディーカウンターによる内部被曝検査につきましては、いわき事務所、埼玉支所、ひらた中央病院において436名の方が受検されました。尿による内部被曝検査につきましては、338名の方が検査を受けられました。今後も継続的な内部被曝検査を進めてまいります。

東日本大震災に関連する災害弔慰金につきましては、本年度4件が認定され、1,000万円をお支払

いし、大震災当初からの合計は123件、3億6,500万円となっております。

中間貯蔵施設につきましては、2月12日に佐藤福島県知事が石原環境大臣と根本復興大臣に対し申し入れた中間貯蔵施設の再配置案及び生活再建策並びに地域振興策への回答が3月27日にありました。しかし、その回答内容が双葉町、大熊町への2町集約以外の生活再建策、地域振興策については抽象的な回答で不十分であったことから、国に再検討を求めることといたしました。

4月25日、国から中間貯蔵施設等に係る措置として、中間貯蔵後30年以内の県外最終処分場の法制化、借地を含めた用地の取り扱い、生活再建策、地域振興策等について一定の前進した回答があったことから、5月1日に開催された双葉町議会全員協議会で国の回答内容を説明させていただき、議員の皆さんのご理解を得られたことから、国による中間貯蔵施設に関する住民説明会の開催を了承いたしました。

国による中間貯蔵施設に関する住民説明会は、双葉町、大熊町の町民等を対象に5月31日から6月15日までの間、福島県内外で16回にわたり開催され、約2,600名、うち双葉町民約1,000名の参加があったところです。私も公務の関係で県内1回、県外1回の出席ができませんでしたが、出席した会場では、住民の皆さんからの施設の安全性や土地への対応、生活再建策、地域振興策についてのさまざまな不安や疑問、意見が出されましたが、国の答弁が住民の皆さんが納得できる回答になっていないことも多くあったと認識しております。

今後住民の皆さんのご意見、ご要望を整理し、国には誠意ある対応を求めていくとともに、議会との協議、大熊町、福島県との連携を図りながら、施設の受け入れの是非については引き続き慎重に判断していく考えでありますので、改めてご理解とご協力をお願いいたします。

町民の生活再建と町の復興に向けた取り組みにつきましては、平成25年6月に策定した双葉町復興まちづくり計画（第一次）及び平成26年3月に策定した双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画（実施計画）に基づき、数々の取り組みを進めております。

まず、復興公営住宅の整備についてであります。いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に町民がまとまって居住できる復興公営住宅の整備を福島県に要請し、国、福島県、受け入れ自治体と協議を進めております。平成26年4月1日から5月30日の間、平成26年度完成予定である県全体で528戸の復興公営住宅の第1期募集が行われ、双葉町民が優先して入居できる郡山市八山田団地及びいわき市下神白団地の住宅については、7月中旬に抽せん会が行われ、平成26年度中の入居が予定されております。

今後、双葉町民が中心となって入居できる復興公営住宅として、町外拠点の中心となるいわき市勿来酒井地区を初め南相馬市上町地区、郡山市喜久田地区、白河市などで県による整備が本格化してまいります。復興公営住宅に入居を希望される方が早期入居できるよう、引き続き国、県、受け入れ自治体との協議を加速させてまいります。

また、本年度はふるさと双葉町に強い思いを有する方の希望にお応えできるよう、双葉町の帰還、

復興に向けた双葉町復興まちづくり長期ビジョンの策定に取り組んでおります。4月以降、双葉町復興推進委員会において、双葉町の将来像について座談会形式による委員同士の熱心な議論が行われております。今後委員会のご意見を踏まえてビジョンの策定を進めてまいります。

原子力損害賠償につきましては、平成25年12月に決定された国の原子力損害賠償紛争審査会による中間指針第四次追補に基づく精神的損害の追加賠償及び住宅確保に係る追加賠償の早期実現を国及び東京電力に求めてきたところ、精神的損害の追加賠償の請求受け付けが平成26年4月から開始されました。住宅確保に係る追加賠償の請求についても早期に開始するよう、国、東京電力に求めているところですが、

また先般、他町の事例ですが、国の原子力損害賠償紛争解決センターにおいて、精神的損害の集団申し立てに対する和解案が提示されました。町としては、こうした多くの被災者に共通する和解事例については、紛争解決センターに申し立てを行った被害者のみならず、同様の被害をこうむった全ての被災者に等しく賠償されるべきと考えております。

そのため、5月22日に双葉地方町村会の一員として、文部科学省、経済産業省及び東京電力に対して、原子力損害賠償審査会の指針に紛争解決センターの和解案を反映させ、被害実態に則した賠償を速やかにかつ確実に実施されるよう要望してまいりました。今後も長期にわたり避難生活を余儀なくされている町民の方の被害実態に沿った賠償がなされるよう、賠償指針、基準の見直しに向けて、国及び東京電力に対して継続して要求してまいります。

原子力損害賠償未請求者につきましては、東京電力によると、平成26年5月末現在において、仮払金受領後に本賠償請求を行っていない方が233人となっております。徐々に減ってきているものの、依然として未請求の方がおりますので、引き続きこうした未請求の皆さんに対する賠償請求の周知を進めてまいります。

双葉町弁護団の依頼件数は、平成26年5月末現在で延べ278世帯、707人となっております。未請求者のほか、請求手続で課題を抱えている町民を支援するため、双葉町弁護団との連携を引き続き図ってまいります。

東京電力福島第一原子力発電所をめぐる情勢は、4号機の燃料取り出し、地下水バイパスの運用開始、地下水の原子炉建屋内への流入を抑える陸側遮水壁の着工など前進が見られるものの、今なお汚染水タンクエリアからの漏えい事象や多核種除去装置（ALPS）の処理運転停止等が発生するなど、依然として多くの町民に強い不安を与えています。

町としましては、引き続き国及び東京電力に対して福島第一原子力発電所の事故収束を確実に行うよう求めていくとともに、引き続き福島県と連携し、安全監視を強化してまいります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。

専決処分承認が7件、条例の一部改正が3件、平成26年度一般会計補正予算（案）が1件、諮問が1件、合わせて12件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

げて、行政報告といたします。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

---

◎議案第32号から諮問第1号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第32号から日程第16、諮問第1号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号から諮問第1号までを一括上程いたします。

---

◎議案第32号から諮問第1号までの提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 議案第32号から諮問第1号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 平成26年第2回双葉町議会定例会の議案の提案理由を申し上げます。

議案第32号 専決第2号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第8号）についてであります。歳入歳出それぞれ2億8,669万円を追加し、歳入歳出予算の総額は64億5,182万3,000円となりました。

歳入について申し上げます。地方交付税は、震災復興特別交付税の額の確定により2億8,148万3,000円の追加となりました。また、事務事業の確定によりまして、国庫支出金が543万8,000円の減額、県支出金が3,061万2,000円の追加、繰入金が2,245万5,000円の減額となりました。

次に、歳出についてであります。事務事業の確定などにより、多くの科目で減額補正となりましたが、諸支出金は復興まちづくり基金や東日本大震災復興基金などへの積み立てを行うため3億3,244万5,000円の追加となりました。

議案第33号 専決第3号 平成25年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ488万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は15億8,212万1,000円となりました。

歳入の主なものは、国庫支出金の国庫補助金が378万1,000円の減額、他会計繰入金108万4,000円の減額となりました。

歳出は、保険給付費の療養諸費が1,263万6,000円の追加、予備費が1,629万6,000円の減額となりました。

議案第34号 専決第4号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出それぞれ3万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は5億5,376万1,000円となりました。歳入は、使用料及び手数料が30万円の追加、繰入金26万1,000円の減額となりまし

た。歳出は、公債費が26万1,000円の減額、予備費が8万7,000円の追加、諸支出金の他会計繰出金が21万3,000円の追加となりました。

議案第35号 専決第5号 平成25年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ13万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は9億2,137万7,000円となりました。歳入は、支払基金交付金が13万9,000円の減額となりました。歳出は、地域支援事業費の介護予防事業費が13万9,000円の減額となりました。

議案第36号 専決第6号 平成25年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ283万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は2,972万2,000円となりました。歳入は、一般会計繰入金が283万1,000円の減額となりました。歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金が283万1,000円の減額となりました。

議案第37号 専決第7号 双葉町税条例の一部改正についてであります。これは平成26年度地方税法の改正に伴う改正であります。主な改正内容は、地方法人税の創設に対応して、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴う所要規定の整備、軽自動車税の税率の引き上げなどあります。

議案第38号 専決第8号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。これは地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年4月1日に施行されたことに伴う改正であります。主な改正内容は、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を引き上げ、国民健康保険税の減額制度の軽減基準額等を改正するものであります。

議案第39号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。双葉町国民健康保険運営協議会からの答申を踏まえ、平成26年度分の国民健康保険税の税率等を改正するものです。

議案第40号 双葉町立小・中学校条例の一部改正についてであります。本年4月1日から町立小・中学校を民間の施設を借用して仮校舎において開校しておりますが、現在建設中であり仮設校舎完成後、2学期から学校施設を利用することに伴い、小・中学校の位置をいわき市錦町御宝殿地内に設置する改正であります。

議案第41号 双葉町立幼稚園設置条例の一部改正についてであります。小・中学校と同じく、園舎完成後、2学期から施設を利用することに伴い、幼稚園の位置をいわき市錦町御宝殿地内に設置する改正であります。

議案第42号 平成26年度双葉町一般会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ2,608万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は65億7,391万2,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。国庫支出金は、平成26年度の収入として見込んでいた東日本大震災復興交付金が平成25年度に入ったことなどにより6,402万4,000円を減額し、県支出金は被災児童生徒等就学支援事業補助金1,745万2,000円の追加となりました。繰入金は、財政調整基金から2,000万円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、一般管理費の移管文書データベース化業務委託や徴税費の町税還付金など1,809万9,000円を追加いたしました。民生費は災害救助費の自治会集会所、町民交流施設の維持運営経費など227万2,000円を追加し、教育費は仮設校舎等管理運営費のスクールバス業務委託や仮設校舎に係る工事費など2,104万8,000円を追加いたしました。諸支出金は、復興まちづくり基金への積立金の減など7,096万9,000円を減額いたしました。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。前委員が平成24年9月30日をもって任期満了となり、その後後任が決まらず空席となっております。今後その後任として、長年高校教員を務められ、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深いご理解のある井戸川則隆氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。ご同意方よろしくお願いいたします。

以上、提案いたしました議案についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時28分)

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

## 平成26年第2回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成26年6月19日（木曜日）午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

1番 羽山君子君

2番 白岩寿夫君

6番 谷津田光治君

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	半澤浩司君
教育長	半谷淳君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	平岩邦弘君
総務課長	舶来丈夫君
参事兼 復興推進課長	駒田義誌君
税務課長	山本一弥君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局局長兼 コミュニティ センター所長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
参事兼 健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大住宗重君
生活支援課長兼 埼玉支所長	志賀睦君
教育総務課長	今泉祐一君
会計管理者	半谷安子君
代表監査委員	五十嵐一雄君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	大浦寿子

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号1番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

1番、羽山君子君。

（1番 羽山君子君登壇）

○1番（羽山君子君） 皆さん、おはようございます。議席番号1番、通告番号1番、議長より発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

1、高齢者対応について。（1）、高齢者への対応で今最も重要すべき施策は、高齢者の多くが望んでいる特別養護老人ホームやグループホームの整備であると私は考えておりますが、町長のご見解をお伺いいたします。

（2）、建設予定がある特別養護老人ホームの場所は決まりましたか。決まるとすれば、進捗率は何%ですか。

（3）、町民は県外、中通り、会津と各地に避難されています。施設の利用は、避難先の自治体と連携するとされていますが、その際のコミュニティーはどのようにとられておられるのでしょうか、お伺いいたします。

（4）、各地に避難されている方への対応の中に民間活用の考えはないのでしょうか。また、県や避難されている自治体との話し合いはされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。1番、羽山君子議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

高齢者への対応で最も優先すべき施策はとのおただしであります。羽山議員が言われるとおり、施設面においては特別養護老人ホーム、グループホームの整備と私も考えております。町としては、

社会福祉法人に対してその考え方を十分伝えておりますし、支援に努めております。

次に、建設予定がある特別養護老人ホームの場所と進捗率についてのおただしであります、事業主体であります社会福祉法人が鋭意取り組んでいると伺っております。

次に、コミュニティーはどのように維持されるかのおただしであります、全国39都道府県に町民の方が避難されている現状でありますので、町がみずから事務処理が困難な事務として避難先自治体をお願いしていることから、避難先自治体との連携を図るとともに、町民のきずなの維持、発展、コミュニティー形成につながる取り組みを検討してまいりたいと考えております。

次に、民間活用の考え方と県や避難されている自治体との話し合いはされているかのおただしであります、避難先自治体における地域資源の活用は必要と考えておりますし、実際民間の方も相談には来ておりますので、介護保険事業計画等の調整も踏まえ、社会福祉法人が主体となって取り組めるよう環境整備に努めてまいりたいと考えております。福島県とは、福祉関係の共通課題を持つ4町連携の打ち合わせ会等の中で連携を図っており、避難先自治体とは地域密着型サービスにおける協議、養護老人ホームなどの連携を図り、対応している状況にあります。

高齢者福祉の対応につきましては、引き続き重要な課題と認識しておりますので、介護施設の事業再開の側面的支援、介護予防事業の推進にも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 町長もご存じだと思いますが、先日の白河市で行われた中間貯蔵施設の説明会の中で、町民よりも老健施設やグループホームの話が出ました。双葉町も高齢化が進んでおります。65歳以上の人口は約1,900人となっております。この数字を見ても、高齢者賃貸住宅や老健施設、またグループホームなど施設の整備が必要であることは明白であります。

参考までに、日本の平均寿命、男性79.9歳、世界第5位。一方女性のほうは86.4歳で、世界で第1位であります。この平均寿命から日本人の健康年齢、要するに元気で立って歩ける年齢です。その年齢は男性72.3歳、女性は77.7歳で、元気でいられる年齢が世界で1番といます。この平均寿命から健康年齢を引きますと、単純に計算しますと、男性は8年、女性は9年何らかのサポートが必要であるという結果が出ております。つまり私たち全てと言いませんが、人生の終盤には何らかの福祉のサポートを必要とする期間が必ずあるのではないかと考えております。このことを念頭に、施設から早急な対応が必要であると私は認識しております。

2番の建設予定がある特別養護老人ホームの場所は決まりましたかという私のご質問ですが、それはこの前課長に聞いたのですけれども、ちょっと何らかの形ではかかわっているということだけでしたので、でもかかわらなかつたら、私たちは平常時ではないということですね、今は。平常時ではないのだとかかわらなかつたら、いつまでもこれはできないということになります。

それと3番目、双葉町がお世話になっている施設は訪問されているのでしょうかということなのです。お世話になっている町民は肩身の狭い思いをされたり、単純に自分の思いをあらわすことができ

ない高齢者がいっぱいいます。計画的に施設を訪問され、入所や施設の関係者とコミュニケーションをとる必要があると考えていますが、もう一度その辺は3番としてご返答をお願いします。

4番、グループホームなどの事業主体はあくまでも社会福祉法人であり、側面的な支援であるとお聞きしました。また、地域密着型で民間が整備した場合、町が補助金を出すことで双葉町民が優先的に利用できるという話もございます。同郷の方が施設で助け合いながら生活することで、安心、安全につながると私は思っております。

先日双葉町民がお世話になっているいわき市の施設の方とお話しする機会がありました。それによると、避難されている自治体のところへ毎日4件ぐらいの入居申請の問い合わせがあり、お断りしている現状だそうです。避難されている自治体は、交付金などが出ているのにどうして施設がつかれないのか、この4件の中にいわきが2件で、避難されている方が2件と毎日のように来ると。交付金が出されているのにどうして施設がつかれないのか。これほどふえているのに、双葉町も早目に対応してほしいという話が出されました。いずれにしても、先般町長は重要な課題であると今ほども話されましたけれども、やはりそれほど重要な課題であるのです、これは。その認識を持っているのであれば、民間事業者と早目に話し合ったり、スピード感を持って対応してほしい。もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、そのとおりであります。しかしながら事業主体はあくまでも社会福祉法人であるということ、施設の整備は避難先の自治体等との調整があること、さらに前例のない災害での対応という複雑多岐にわたる手続、課題がありますので、一つ一つ前に進んでいる旨の報告をいただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、1番の（3）のコミュニティーはどのように維持されるかのお伺いに対する答弁であります。先ほど議員の一般質問の答弁でも申し上げましたとおり、避難先自治体との連携を図るとともに、町民のきずなの維持、発展、コミュニティー形成につながる取り組みを検討していきたいと考えております。

また、特別養護老人ホームの建設について、町としてのかかわりということでございますが、町としてもいろいろな事務に関して、できる限りの協力をさせていただいている現状でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、もう一つ。

○町長（伊澤史朗君） 済みませんでした。施設の訪問計画ということでございますが、これにつきましては、今現在いろいろ町としての取り組み課題も多岐にわたっておる現状でございます。私の体が許す限りできるのであれば、非常に対応していきたいという考えを持っておりますが、残念ながら非常にそういうふうな状況にはないということもご理解いただきたいと思います。ただ生活支援課の

ほうでそういうふうな対応をしていきたいと、そういうふうを考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 施設の訪問は、別に町長がお顔をお出しになるということではなくて、福祉課のほうでも結構だと思ひます。やはり皆さん、この前の方なんかもそうなのですけども、やはり話ししたくても話ができないという方が同じ同郷の方であれば、こうだよ、あだよと話することができますので、その辺はよろしくお願ひしておきます。

あと最後に、平常時ではないということで、やっぱり今特殊法人で、なかなかそこまでタッチできないと言ひましたが、平常時ではない中で、では町でかかわらなくて高齢者の福祉はどういうふうにかかわっていくのかなと思ひます。やはり町でかかわってやらないと、いつまでたっても検討します、検討します、それは国が言っていることと同じではないかと思ひます。やはりある程度工程持って、きちっとした対応をしてもらわないと、皆さんそれぞれ親がいて、私ももう高齢者に入りますといった場合に、1年1年年を重ねていきますよね。そうした場合に、考えます、今そういう特殊法人だからできないという言葉は、逆に言えば避難されていまいと平常時ではないということは何度も話ししているわけですから、やはりその辺をきちっと前向きに対処してほしいと思ひております。

それと、きのうたまたま6月18日の新聞の中の一節に、山口参議院議員の答弁に対して田村厚生大臣は、介護や医療が必要になっても尊厳を持って地域社会で生きることが大事だし、生き生きと暮らせる社会づくりができるように努力すると申されております。やはり必ずやってくる老いなので、必ずやっけていただきたい。これは本当に、1年1年私たちももう70、80歳となつていきますし、健康年齢も考えてみても10年はお世話にならなくてはならないところですよ。やはりもっときちっと対処してもらわないと困ります。よろしくお願ひいたします。

終わつていいですか。

○議長（佐々木清一君） では、答弁いらないですね。

○1番（羽山君子君） 答弁いらないです。

では、2番、復興公営住宅について。町が双葉町の町外拠点と位置づけ、いわき市勿来地区に計画している復興公営住宅の進捗状況についてお伺ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員のご質問にお答えいたします。

復興公営住宅についてのおただしですが、いわき市勿来地区に計画されている復興公営住宅の進捗状況についてのおただしであります。整備主体である福島県に確認しましたところ、おおむねの地権者の了解を得ているとのことですので、県において速やかに用地の契約手続を行い、用地買収を完了させるよう強く求めているところでございます。町としては、復興公営住宅を希望されている方ができる限る早期に入居できるよう、引き続き福島県に早期整備を求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 早期に進めている、今県内外に避難されている町民から、勿来に計画されている復興公営住宅はいつ住めるようになるのかという声が私のほうに来ます。やはり町民は、ふるさとの皆様との生活をより早く望んでおられると私は思っています。また、現在町民の多くの方が仮設住宅に入居をされております。仮設住宅の耐用年数は何年でしょうか。短いと聞いております。町は、町民が安全で安心して暮らせることを望んでおられると思います。当然です。そうであるとすれば、町として県に工程表を求めるなど、とにかく早期に完成させるためにスピード感を持って対処してほしいと考えていますが、いかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

復興公営住宅の早期整備につきましては、先ほど答弁の中で申し上げておりますが、私としましても担当課も含めて、私自身も県の避難地域復興局、国の復興庁等に何度も働きかけ、要望等も行っておりますし、先般も避難地域復興局の樵局長には、強くその旨の申し入れをしているところでございます。今現在おおむねの地権者の了解は得ているところでありますが、まだ数名の方の手続が終了していない、そういったことで、その地域の特定につきましてはもう少しお待ちいただきたいと、そういうふうな本人からの話でありましたので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 今の数名の方の契約とか何かとお話しされていますが、では何名で工程表どうなっているのだと、やはりきちっとしたことを皆さん知りたいわけなのです。だから、双葉の広報にもありますけれども、ああいったところにちょっとだけでも、今こういう状況ですよとか載っけてもいただきたいし、やはりそういう県と言いますけれども、私たちも避難したくてしているわけではないということも十二分に踏まえて、やはり先ほど私が仮設住宅の耐用年数は何年でしょうかと聞きましても、何年なのでしょう。そうしたら、もう今3年と3カ月、4カ月過ぎ、大体修理とかいろいろなことも出てきます。そうした場合のことどういうふう考えているのか、県では。やはり毎日だって通ってこれはやっていただきたいことです。さっきの話に戻ると、福祉施設と災害復興住宅のこのいわきの勿来酒井に関しては、もし私が通ったら、本当に毎日でも通ってやってもらわないと、皆様お待ちかねという、町民の皆様の健康、安心、安全、これ町も、きのう私たちの部落でもやりましたけれども、やはりそういうところで町長は少しでも皆様が安心して暮らせるようなまちづくりをしたいということを言っていました。やはりそれであれば、なおさらのことそういうことに対してもっと前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前10時19分

---

再開 午前10時21分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位2番、議席番号2番、白岩寿夫君の一般質問を許可いたします。

2番、白岩寿夫君。

（2番 白岩寿夫君登壇）

○2番（白岩寿夫君） 議席番号2番、通告番号2番、白岩寿夫、一般質問をいたします。

仮設住宅について、駐車場があるにもかかわらず指定場所以外に常に駐車している車が見られますが、住民の安全性から考えると、駐車場以外車をとめないよう町からの指導が必要と思われます。町長の考えをお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2番、白岩寿夫議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

指定場所以外に駐車している住民の指導等についてのおただしであります。応急仮設住宅への入居申し込み時に、町から駐車スペースの指定を行っております。また、自治会等が中心となり、ルールを守るための意識を醸成している応急仮設住宅も見受けられます。

町としましても、指定された駐車スペースに駐車されない住民の啓発を目的に注意喚起のチラシも配布し、問題が生じた場合はその都度対処してまいりました。今後も自治会等と連携を図り、応急仮設住宅に入居されている住民への再度ルールを守るための会合等を開催し、接触事故の危険性、緊急時の避難及び緊急車両等の進入の妨げになるなど、安全面を確保するために駐車ルールを守っていただくよう指導を強化してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 町長が言ったとおり、仮設住宅、車が入って住民とのトラブルが起きたり、事故が発生したりということは本当に悲しいことだと思います。それを防ぐためにやはり駐車場があるので、きちっと町長が先ほど言ったとおり何度も注意をしながら、住民の安全、安心のためにやはり心がけてほしいと思います。私が思う仮設の中に車を入れるなということではなく、大きな荷物がある場合や、あと買い物をして大変重いものを持って中に入るとするのはとても大変なので、車を使って中に入って荷物を置いて、すぐに仮設内から駐車場へ車をとめるということが一番大切だと思います。本当に皆さんがけがのないように、安全、安心のためにも、やはり行政としてその点注意を図ってほしいなと思います。

続けていいですか。

○議長（佐々木清一君） とまらなければ続けてください。

○2番（白岩寿夫君） わかりました。続きます。

2番、双葉町内の道路の陥没について。一時帰宅で自宅に帰る際、道路の陥没が目立ちます。早い対応が必要と思われますが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、白岩寿夫議員の双葉町内の道路の陥没についてのおたがしでございますが、一時帰宅で自宅に帰る際、道路の陥没が目立ち、早い対応が必要ではないかとのおたがしであります。町道等につきましては、東日本大震災により陥没、崩壊など甚大な被害が発生しており、職員等による町道の一時被害調査におきましては、町道実延長の約1割に当たる14キロメートルに何らかの被害の発生を確認いたしました。本来であれば、国庫負担による災害復旧事業により、採択を受け復旧するところではありますが、ご承知のとおり双葉町は原子力発電所事故による避難指示区域に指定されており、低線量地区の避難指示解除準備区域内においてのみ災害復旧事業が実施可能であり、現在査定準備中であります。

しかし、町の大部分を占める帰還困難区域につきましては、県の方針により国が実施する除染による線量の低減等を踏まえた上で着手を検討することになっており、現段階では着手できない状況にあります。そのため、町では震災後の平成23年度より陥没等の箇所を碎石等による応急補修工事を実施し、主に通行どめ箇所の解消などに努めてまいりました。しかし、碎石等による応急補修工事では、雨水や経年変化により再陥没や被害拡大等の箇所も見受けられるため、今後はアスファルト舗装や雨水対策なども取り入れたよりグレードの高い応急復旧工事を速やかに行うこととし、一時帰宅者等通行者の安全、安心の確保に努めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 先ほど町長の答弁なのですが、私一時帰宅で何回か戻っていました。その中で、道路と橋、その段差がひどかったのです。そこで、これは町に言ってやってもらおうかなと思ってはいましたが、また行ったときもやってもらおうと思っていました。それで、行政に言う前に、もう一度その場に戻って確認したならば、道路と橋の段差をアスファルトできちっと埋めていました。ただ、そこから2メートルぐらいの道路にもものすごい三角みたいなひびが入って、そこに水がたまっていたのです。だから、このまましていたら、あそこちょうど石垣が積んであるので、水が入って土がなくなって壊れるのではないかとということと、あとあそこ隣のおうちに車が入って行って出てきた場合、常にいつもパンクしてしまうのです。ちょうど三角のアスファルトのところの溝に車が入って、そのたび私がちょうどいるというか、帰ったときなので、車、タイヤを出して交換して、いつもそこで直して、加須まで行く人なので、このタイヤ途中でもたないと思うから、交換してでも行ってくださいねと2度続けてあったのです。

そういうわけで、やはりその一部をやったら、まだ違うところまで2度の手間になると思うのです。だから、1回やって、ここをやれと言ったところだけやって進むのではなくて、やはりもう一度周りを何メートル先も見て、修繕してくれれば助かると思います。そして、周りの人からも、私は一時帰

宅でそれが壊れているために、まだ一回も車で入れないのだと、危ないからということも何度も言われています。だから、この際、町長もう一度確認をしながら調査して、なるべく早くやってほしいです。あとその場所はまだ大きくはないです。もう少し行ったところは、道路の半分以上が陥没されています。ただ車が通れる、それは大丈夫です。でも、ちょっとしたよそ見か何かした場合、あそこに入った場合、川まで下手すると入って行ってしまうという可能性もあるので、その点もよく検討しながら進めてもらいたいと思います。町長いかがでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 白岩議員の再質問にお答えいたします。

箇所の確認をさせていただければ担当課に指示し、周辺部も含め応急的な修繕をしたいと思います。ただ、先ほども答弁で申し上げましたとおり、4%の避難指示解除準備区域以外の96%の帰還困難区域につきましてはそれぞれの制限がありまして、非常に難しいということもご理解いただきたいと思います。ただ、今現在も定期的に産業建設課のほうで現地調査をしまして、故障箇所の特定や、できるものに関してはなるべく迅速な対応をしているということもご理解いただきたいと思います。後ほど議員のおっしゃった場所もご指摘いただければ早急に対応させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 次に、まちづくりについて。町民の皆さんが双葉町を離れ、県内外にうちを建て、自立という道を進み始めていることは大変喜ばしいことではありますが、ただ双葉町のまちづくりを考えたとき、素直に喜べない気持ちがあります。町長が考えている理想とするまちづくりについてお聞かせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 双葉町のまちづくりについてのおただしであります。平成25年6月に策定した双葉町復興まちづくり計画（第一次）では、将来の子供たちのために魅力ある双葉町を再興していくことを双葉町の復興まちづくりの最終的な目標としており、これが理想とするまちづくりの一つの姿であると考えております。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故から3年以上経過し、時間の経過とともに町の荒廃が進んでいるのが現状であります。そのため復興まちづくり計画に基づき、町民の皆さんの意見も十分に踏まえながら、町内の線量が低下した一定の地域に都市機能を集約させ、そこにインフラや住居などを再構築する「新たな街」を建設することも視野に入れた検討が必要と考えております。

さらに、双葉郡の復興に関しては国の福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会において、福島県浜通り地方における復興及び産業基盤の再構築に向けて、国際的な廃炉研究開発拠点の整備や災害対応ロボットについての研究、実証拠点の整備、エネルギー関連産業の集積等について検討されているところです。このような国のイノベーション・コースト構想を最大限に取り

入れ、町内における産業拠点の整備など持続的に町を発展させるために、新たな産業・雇用の場を町に創出させていくことも必要と考えております。

こうした点も念頭に置きつつ、町の復興について、ふるさと双葉町に強い思いを有する方のご希望にお応えできるよう、双葉町の帰還・復興に向けた双葉町復興まちづくり長期ビジョンの策定に取り組んでいるところです。本年4月以降、双葉町復興推進委員会において、双葉町の将来像について、座談会形式により委員同士の熱心な議論が行われております。今後委員会のご意見を踏まえて、復興まちづくり長期ビジョンの策定を進め、町の復興・再興に向けた将来像をお示ししてまいります。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 今町長のまちづくりに対して、将来双葉町に帰る、町長はやはり帰還することが一番ということを知っています。そのため、いつになるかまだまだ遠い先だと思いますが、今子供たちのために学校を探して、やっと家を見て、住みなれたところではないが、その近くにうちを建てて、今は隣近所の人ともつき合いが始まり、きずなができ、落ちついたと思っております。

そこで、双葉町に戻るというまちづくりを考えた場合、将来うちを建ててしまった人たちや子供たちが、双葉町の学校ではないほかの町の学校に通っている子供たちが戻ってこれる場所、早目につくらなければ、もう子供たちやそのお父さん、お母さんも将来どうなるかわからないと思うのです。やはりきちっと町も何年に帰れるという、少しでも希望がある時期を示してもらいたいと思うのですが、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 白岩議員の再質問にお答えいたします。

まず、双葉町の復興に関しましては、当然町に戻れる状況にするということが一番目の目標だというふうなことは変わりません。ただ、戻ると言っても、今現状ですぐ戻れるような状況にないというのも、当然多くの町民の皆さんもご承知のとおりだと思います。放射線量の問題、そして破壊されてしまったいろいろな構築物や建物、そして農地なども荒廃して、それを復旧・復興するのは非常に厳しい状況である。生活するためのインフラ、水道、電気、下水道、そういったものも復旧するのは非常に厳しい状況であります。

まず、一番先にやらなくてはならないのは、避難指示解除準備区域の除染計画を早急に国のほうで策定をして、その取り組みを進めさせるということだと思っております。そういったところから順々に復旧される場所を目指していきたい。町独自に放射線量の測定を今現在も継続してとっております。自然減衰で何ら除染の方法をとらないところでも、自然に減衰しているところもあるのも事実であります。そういったものも踏まえて、国には帰還困難区域に対しては積極的に除染を計画をするという考えは持っておりませんが、こちらとしましては帰還困難区域であっても、国には今現在もモデル実証実験で3カ所やっておりますが、今年度は双葉町役場も今除染をしております。そういったものも踏まえて、放射線の低減率もいろいろ検討しながら、どこの部分を除染

をしたならば一番いわゆる帰還をするのにかなう土地になるのか、そういうことも検討していかななくてはならない、そういうふうを考えております。帰還困難区域であっても、諦めないで国に除染の対応をするように要求をしていくつもりであります。ただしそれまでの間町民の皆さんの生活再建が充実をされて、それが一番重要であります。戻れるまでの間町民の皆さんがどこで住もうとも、町としてなるべく皆さんの生活再建に協力できる、支援できるような取り組みをしていかななくてはならない、そういうふうを考えております。

それぞれ学校の建設の話もありましたが、私自身一番心配に思っているのは、やはり低年齢層の低線量被曝も含めて、被曝に対する影響、健康被害がもしどういふふうなことになるのか今現在詳しく判断できる状況にはありませんが、子供たちが安心して戻れる環境をまずつくると、そういったことからそういうものの取り組みを徐々に進めていく。最初復興拠点ができたら、すぐに町民の皆さんを戻すという考えはございません。まず、そういうふうな復興拠点をつくることによって戻れる環境をつくる。そうした場合に、当然我々が役場としてその場所に戻れる可能性があるのかどうかも含めてほかの町村でも取り組んでいる、そういった取り組みを見習いながら対応していきたい、そういうふう考えております。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 今町長言ったお話は、本当にごもつともだと思えますが、やはり時間です、一番は。時間がたつにつれて、やはり今現在うちを建て、そしてこれだけばらばらになった中で、遠くのほうにうちを建てたりして、どんどん、どんどん進んでいます。そして、そういう状況になってくれば、そこに子供ができて、またその学校に入ったりして、だんだんと我がふるさとが本当に薄くなってくるのではないかと。そして、今まで双葉に住んでいた人たちも、時間がたてばたつほど、ふるすとは懐かしいが、だんだん、だんだん薄れてくる中で、これが一番私も心配しています。そして、うちを建てた場合、建ててそこに生活をする、そして町長の言うまちづくりができた、さあ帰ってきてくださいと言われたとき、せっかく建てたうちを置いて双葉に戻る。だが、うちができるまで相当のお金がかかっていますよね。その中でまた双葉町に帰る、双葉に帰るのだったら、では双葉町でその分のお金を自分が出してあげますよとはなかなかできないと思うのです。だから、その点なるべく早く帰還ということを、大変難しいと思えますが示して、我々町民の皆さんにその何年かという希望を思わせるような考えを住民の皆さんに示していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 白岩議員の再々質問にお答えいたします。

まず、一番大切な帰還目標についてであります。これは私町長に就任したときから国のほうにずっと要望していることであります。先般中間貯蔵施設の住民説明会の中でも、そういった議会の中でのおただしがありまして、国に対して強く要求をしているところでございます。はっきりそういったことに対しての明示についての具体的なものは出ておらないというふうに感じますが、今現在国がで

き得る限りの最大の判断として、ある程度のものは出てきている、そういった面では少し前進したのではないかというふうに感じているところです。

そういったものも、今後帰還目標がはっきり明示されないということは、非常に住民の皆さんも不安であるとはわかっておりますし、安心して安全に戻れるためには、どうしても先ほど申し上げました復旧・復興、そしてインフラも含めて、総体的に進めていかななくてはならないということを考えておりますし、帰還の明示ということは非常に国も悩んでいるのも現状です。

ただ、先ほど申し上げましたように、国のほうから報告のあったペーパーの中に、10年先の予測は出ております。それが正しいか正しくないかということは、まずこれは将来いろいろな条件やいろいろな環境、そういった状況によって変化はあると思われませんが、とりあえずその数字目標というものは出てきているので、ある程度皆さんにとっては帰還目標の明示にはなっているのではないかというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 11時まで休議します。

休憩 午前10時46分

---

再開 午前11時00分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位3番、議席番号6番、谷津田光治君の一般質問を許可いたします。

6番、谷津田光治君。

（6番 谷津田光治君登壇）

○6番（谷津田光治君） 議長の許可がありましたので、通告しておきました件について質問させていただきます。

まず、中間貯蔵施設について5点。県外復興公営住宅について1件。福島原子力発電所周辺地域の安全確保にかかわる協定の件について4件質問させていただきます。

まず、初めに中間貯蔵施設について。中間貯蔵施設建設計画について、国による住民説明会が5月30日から始まりましたが、町長はいつ開催を国に了承したのか。

それから（2）番目で、住民説明会に応じたということは、国が町長の主張する誠意ある対応方針を示したと私は思いますが、その内容。直接町長からは聞いておりませんが、新聞報道などによるといろんな件が書かれておりましたが、それが決定したのかどうかということは私らは知るよしもありません。

（3）番目に、町長は議会ので了承が得られたならば住民説明会を開くと言っていましたけれども、これは5月15日の議会の全員協議会の内容で、議会は了承と町長は判断されたのかどうか伺います。

次、（4）点、中間貯蔵施設は新しい概念による施設と答弁しております。これは何を言っているのか、新しい概念とはどんなものか、私らには知るよしもありませんので、わかりやすく納得できる

ような説明を、答弁をひとつお願いしたいと思います。また、国が行う開発機構へのため、知事あるいは許可権者の協議成立が必要と答弁しておりますが、執行者であります町長はどんな権限があつて、どんな許可が出せるのか伺いたいと思います。

次、町長は住民説明会に出席しておりましたが、出席者の発言を聞いての感想。どう思ったか、国の説明、町民皆さんから、大熊町民も含めていろんな質問があつたようですので、これを聞いて国の説明やら両町の町民皆さんやらのお話を聞いて、どういうふうな感想を持ったか、それをまずお聞かせください。それから、町の幹部職員が出席しておりました。私は、つくば会場にしか出席しておりませんが、つくばの会場にはいたようであります。ですから、その町の幹部の職員たちも国の説明、両町の町民皆さんの質問等を聞いてどういうふう感じたか。町長、通告書には皆さんからお話を聞いてお知らせくださいというような質問内容にしておりましたので、よろしく願いいたします。

それから、2番目に県外……。

○議長（佐々木清一君） 谷津田議員、一問一答で。

○6番（谷津田光治君） 済みません。

○議長（佐々木清一君） それと、5月31日で日にちは間違っておりません。

○6番（谷津田光治君） そうですか。

○議長（佐々木清一君） 30日に訂正しなくていいです。

○6番（谷津田光治君） わかりました。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 6番、谷津田光治議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

国による住民説明会の開催をいつ了承したのかとのおただしであります。4月25日環境省井上副大臣から私と佐々木議長、大熊町の渡辺町長、千葉議長、そして内堀福島県副知事に対して、中間貯蔵施設等に係る措置として、地元の関心が特に高い3項目、中間貯蔵後30年以内の県外最終処分法制化、借地を含めた用地の取り扱い、生活再建策・地域振興策について一定の前進した回答があつたことから、議会に説明させていただきたいと考えたところであります。そこで、5月1日の議会全員協議会においてその旨を説明し、国による住民説明会の開催については議員の皆様のご理解を得られたことから、開催を了承したものであります。

次に、国が誠意ある対応方針を示したと思うが、その内容について、また町民が町に帰還できる時期を明示されたかとおただしであります。今申し上げたとおり中間貯蔵後30年以内の県外最終処分の法制化、借地を含めた用地の取り扱い、生活再建策・地域振興策の町として国の対応を確認したい3項目について国から一定の回答があつたことから、議会との協議を経て、住民説明会の開催を了承したものであります。住民説明会に先立って、5月15日に開催された議会全員協議会における国

からの説明は不十分であったことから、国の考えを整理した文書を改めて求めたところであります。

それが、5月27日に石原環境大臣より示された中間貯蔵施設に関する住民説明会の開催に当たっての資料と、5月29日に環境省より説明があった5月15日の議会全員協議会における指摘についての資料であります。

内容は、5月27日の資料は法制化、用地の取り扱いとしての補償の考え方、住民票の扱い、賃貸借等への対応、跡地利用、生活再建策・地域振興策として極めて自由度の高い交付金措置についての事業の例示、地域の文化遺産・墓地等について、また5月29日の資料では帰還見通しについて除染モデル実証事業を実施した3地点の震災後10年の放射線量の試算提示と、帰還見通しについては今後のインフラ整備、除染の対応などを含め、国が地元の意見を十分聞きながら検討を進めるとの回答がありました。私は、帰還の見通しとして国が現時点での最大限の対応方針を示したものと理解しているところであります。

次に、5月15日の議会全員協議会の内容では、議会は了承と判断されたのかとのおたかしであります。あくまでも住民説明会の開催の判断は、5月1日の議会全員協議会において議会の皆様のご理解を得たことから開催を了承したものであり、その際に国による事前説明を求める意見も出されたことから、議会、執行部も含めた国による住民説明会の事前説明が5月15日の議会全員協議会で行われたものであります。

5月15日の国の説明が不十分であったのは私も同感であります。それが説明会の開催に影響するものではなく、先ほど申し上げたとおり国の考えを整理した文書を改めて求め、国からの回答があったことから、5月15日の説明よりも前進したものと理解しました。

なお、石原大臣が示した資料の中にも、住民説明会を通じて住民のニーズをお聞きして、さらに具体的な内容を早期にお示ししたいとの記載があるとおり、説明会においては町民の質問や意見に真摯に向き合い、説明、回答を行うよう5月27日に石原大臣から説明を受けた際にも、強く求めたところであります。

次に、中間貯蔵施設は新しい概念による施設と答弁したことについてのおたかしですが、これはさきの3月定例会のご質問の答弁の際使わせていただきましたが、原子力事故によって設置が必要とされている日本で最初の施設であり、通常の土木施設及び廃棄物施設とは異なり、除染に伴い発生した土壌や廃棄物の中間貯蔵施設との意味であり、環境省が事前調査説明会時に回答されたものを引用したものであります。

また、町長の許可権限についてであります。中間貯蔵施設は当町の地域内に設置要請がされており、その施設の内容、あり方は、双葉町民の福祉、安全に重大なかわりがあることから、町は当然地方自治法に規定されている地域における事務として、関与していく権限と責任を有しているものと考えております。

さらに、施設設置に当たっては、例えば開発許可に関しては都市計画法に基づき、国が県知事協議

をすることとなりますが、協議成立に当たっては法の技術基準に適合していることが求められます。また、施設開発区域内にある公共施設（道路・里道・水道・下水道等）を変更または廃止されることとなる場合については、管理者である町の同意を得る必要があります。

次に、住民説明会に出席し、住民の発言を聞いて感想及び出席した町職員に聞き取りした感想したについてのおただしであります。まず環境省を初めとする国からの説明は不十分であり、もっと具体的な回答を聞きたいとの声が多かったほか、3年3カ月を超える長期の避難生活を強いられている中で、さらなる迷惑施設の受け入れを要請しているにもかかわらず、町民に寄り添った説明や回答がなされていないことに住民が不満、不信感を持っていると感じたところであります。

また、説明会へのオブザーバーとしての参加に同行した職員や各自参加した職員等に聞き取った上でも同様の意見が出され、このような説明や回答のままでは住民の理解は得られないものと考えております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） まず、この中間貯蔵施設の説明会を開くに当たって、議会にまず同意を得た、説明して了解を得たということですがけれども、まず議会は本会議による議決のみが有効であって、全員協議会によっての話し合いで、それはやむを得ないとか、いいでしょうとか、いろんなことがありますけれども、やはり最終的には議会の議決だと私は思っています。ですから、簡単に全員協議会を開いて、議員の皆さんからの意見がなくなれば議会は同意したというふうを考えるのは、少し検討して、よくよく意思確認をしたほうが私はいい思います。

それから、町長これ15日に全員協議会を開いて、国からの説明を聞いて、これは不十分だと町長は感じていると今答弁ありました。以前の、これ町長が話したことね。国は、帰還時期を明示しなければ説明会には応じない。これは、町長、議会答弁ですから。私と副議長に対しての答弁に、これ会議録に載っています。これは、帰還時期って、いつこれ国が町長に説明したのか。これ私は、まだ今の、先ほどの答弁にもありましたけれども、私はしていないと思っていますのです。前の議会、3月議会、それから25年の3回、4回、この議事録を見ても町長はそれらしいことを言っているのです。ですから、かなり答弁に対して責任は持っていないような気がする。少なくとも議場で議員が質問したことに対して、議会答弁という、新聞報道も議会答弁、議事録にもちゃんと載っているから議会答弁なのです。

ですから、やはり議会で町長が発言したことはすごく重いことです。これを蔑ろにするということは、議会軽視と言われてもおかしくない状況に陥ります。ですから、これにもし反論があるのであれば、会議録をじっくり読んでみてください。載っていますから。きょうメディア皆さん来ている新聞に、これ地方紙です、民報、民友に。帰還明示を。なければ説明会応じないと。中間貯蔵施設説明会応じず、双葉町長で議会で方針、こういうのがあります。ですから、議会で少なくともぶら下がりて話したことと、議会で答弁したこととは、少し責任の度合いというものを考えたときに、私はやっぱ

りこの議場で話したのが一番重いような、責任のあるということになるのではないかと思います。ですから、これらを話しておきながら決めてしまったというのは、少し議会が軽視されたというように私は判断しております。どのように町長今思われますか、お答えしていただきたいというように思います。

それから、中間貯蔵施設は新しい概念による施設と引用しました。それは、誰がどういう意味でこういう発言をされたのかはわかりませんが、我々にもっとわかりやすく説明があつてしかるべきだと思います。概念ってどんな概念だと。私は、余り頭のいいほうではありませんから、なかなか理解しがたい。

その次、町長に許可権があつて、その話し合いでやりなさいということだと言っているのですが、町長に権限があるのは、今町長答弁したとおりのことであつて、最も大事なものは、それぞれ地権者と云われる方が持っている所有権だと私は思っているのですが、なぜか個人の所有権を重く見ないで、説明会先に立つような感があるのです。これ町長がいいと言ったら、国がやってしまうのかどうか問題です。だから、説明会やつて、国がどれだけ理解をして地権者に対応するのはまだまだ先のことだとは思いますが、やはり土地の所有権を持っている方がまず最初説得すべき、それから町有地に関しての、いわゆる町の財産ですから、これらについての処分の方法、検討、こういうのが先に出てくるのではないかとこのように思っております。これらについてもお聞かせください。

それから、(5)番目の町民説明会に出席した町長が余りよくなかったというのであれば、町長と幹部職員の方がそう感じていたとすれば、町民皆さんももっと感じているような気がするのです。町長と町職員の方は、環境省なり県なりいろんな話を聞く機会がいっぱいあるわけです。ですけれども、町民皆さんはそんな機会余りないのです。だから、新聞報道とかテレビとか、それから町からの説明があつて初めて、ああこういうことかというような理解が無理無理でもしてしまうというような状況が今のよう気がするのです。ですから、もっと別に町長と町の幹部職員が余りよくなかったという感想、そういうふう感じたならば、所有権者の人たちはもっと感じているはずですから、町でそんなにいつまでも説明会にかかわっていなくたって、みんなそれぞれ権利のある人たちに任せれば。どうですか、町長。みんな自分のそれぞれ先祖から引き継いだ財産であつたり、また自分が一生懸命努力して、それを求めたりした土地、家屋なりであれば、みんなそれぞれ思い入れはあるわけですから、その人たちに任せたらどうですか。余り町が本気になって説明会、説明会としなくても私はいいような気がするのですが、町長どう考えますか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

まず初めに、帰還目標の明示についてのおたがしであります。その件につきましては私もその以前も話をしておりますが、3月定例会の中で岩本議員と谷津田議員の一般質問の中で答弁で答えております。その中には、町の帰還見通し及び国の支援策の提示や予定地の町民への十分な補償と予定地

以外の全町民への生活再建支援策の提示、中間貯蔵施設と共存せざるを得ない町が、復興のために活用できる自由度の高い財源措置の確保と県外最終処分の法制化及び安全の確保ということでお話をさせていただいております。その中の一つであったというふうに認識しております。当然帰還目標の明示ということは、私先ほどの答弁でもお話しさせていただきましたように、国が現時点での最大限の対応方針を示したものと理解しているというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ます。

概念につきましてですが、先ほどこれも答弁の中でありまして、環境省のほうのそういったものの文言の引用をさせていただいたということでございます。私個人として考えるならば、その概念というのは、いわゆる放射性物質の中間貯蔵施設というのは日本で初めての今行われている事業だというふうなことから、新しい概念というふうに私は解釈をしておりますので、ご理解いただきたいと思ます。

地権者の方、所有者の方に判断を任せてはどうかというおたがしでございましたが、当然それも重大な判断材料の一つだと考えております。ただ、敷地内には町有地もございますので、これは町有地という考え方はやはり多くの町民の皆さんの意見を聞きながら判断していかなくてはならないだろうということで、地権者の人たちという意味を大きく広義の意味で捉えれば、双葉町全町民が該当してしまうのではないかと、そういうふうな考えをいたしておりますので、そういうふうな対応をとらせていただいていると思っております。所有権者に任せたらどうだという話でありましたが、これは全くそういうふうなことで今申し上げましたとおり、町民の皆さんの判断だろうと、そういうふうに考えております。私個人としてその判断をするということにはございませんので、ご理解いただきたいと思ます。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 先ほど答弁、これ5月15日の全員協議会における指摘についてもらいました。これ全く何の変わりもないような、今までとそう違わない、帰還困難区域の今後の取り扱い、町長答弁しているのと大して変わらないです、中身。だから、町長は以前に国と話をした中で、ちゃんと予備知識としてできているのです。だから、これ今ごろこんなのもらったって大してそう変わりはないでしょう、これ。5月15日の議会全員協議会で指摘のあった点につき、別紙のとおり国の考えをまとめたのでお届けします、環境省。双葉町議会御中。これは、何ら目新しいものは書かれていません。

それから、帰還する期日というのも、町長が言っているものと、これモデル除染でどうかというのと全くそう変わりはないと私は思います。ですから、次に質問するやつともまたダブってきますから、次に、議長進みます。

2番として、県外復興住宅について質問します。これは町長、議会答弁では県はだめ、町もだめ、こう言っています。ですけれども、今前の質問で言ったとおり地権者が、いわゆる中間貯蔵施設予定

地内に住んでいます約300世帯から、その他所有権のある者が200で、500というような答弁がありました。この中に、県外に復興公営住宅を必要としていると希望している方、この人たちが、町長、これどこに行けばいいのだと思うのだ。中間貯蔵施設を国はつくと、町長も一生懸命説明会をさせて、皆さん地権者に納得させる方法をとっている。では、そこにいる人たちはどこに行けばいいのだと。県外の復興住宅、公営復興住宅建設は困難であると、県の判断と町は言っていました。県外の復興公営住宅は困難、中間貯蔵施設予定地の町民はどこに安住の地を求めればいいのか。帰還時期を一生懸命これを明示してやらないと、この中間貯蔵施設の説明会には入らないと言っていた町長が、この人たちをいつどこに返すのだという質問の趣旨です。お答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 復興公営住宅についてのおただしであります。福島県外の復興公営住宅につきましては、さきの3月議会定例会において福島県の判断がなされなければ、県外における復興公営住宅の建設は困難である旨、答弁させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、新たに復興公営住宅の整備が行われるのは一部の地域に限られますので、復興公営住宅が建設されない地域において、引き続き避難生活を送られる町民の皆さんの住居を将来にわたって安定的に確保していくことは重要な課題であると認識しております。そのため町としても、町民の皆さんが将来にわたって安定した住居が確保できるよう、引き続き国及び福島県に強く要請してまいります。

とりわけ中間貯蔵施設予定地の町民はどこに安住の地があるのかとのおただしにつきましては、事業主体である国が中間貯蔵施設予定地となっている住民の方々の新たな住居の確保についても住民のニーズを丁寧に把握し、住民の希望に沿った方策をとっていくべきものと考えております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） これ県に許可権があるのか、国はどこでも必要とする者がいれば、県内、県外を問わず、復興公営住宅はつくってもいいですよというような発表をしたはずですが、県知事にその権限があるとすれば、これは災害救助法に基づいているからではないですか。災害救助法、これは知事は権限持つはずだと私は思っているのですけれども。だから、災害救助法であればいいではないですか、どこだって。これは、町は働きかけが少ないのではないのですか、県に。どうしても双葉の町民に、県外の埼玉県のこことか、茨城県のここに復興公営住宅が欲しいという希望があるのだから、県何とかつくってくださいと、町の働きかけが私は少ないのではないかと思っています。違いますか、町長。これは、災害救助法に基づくものであると私は思っているから、県知事に権限があると思っています。ですから、町が、町長が何とかして県外につくってくれないかと。ここに、これだけの人間が必要としているのだというふうなことが、県に一生懸命、知事に言ってお願いすれば私はできるような気がするのですけれども、どうですか、できないですか。町として、町長が幾ら頑張ってもだめですか、これ。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の今の問いにお答えいたします。

国の方針は、県内、県外を問わずとのご指摘であります。復興公営住宅の整備は福島復興再生特別措置法に基づき、福島県知事が避難先自治体と共同して生活拠点形成事業計画を策定することにより整備が行われることとなっておりますので、国においても福島県の判断によることとされているところです。そのため福島県の判断がなされなければ、県外における復興公営住宅の建設は困難である旨、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） だから、町として、町長、県知事に県外につくってくださいと働きかけすることができないのですか。しないのですか。やってもだめだからやらないというのか、最初からもうできないからやらないと言っているのか。とすれば、ここに今前の質問で中間貯蔵施設をつくると県が予定しているあの5平方キロの中に住宅、土地、田畑、山林、それから村の鎮守の神様なり先祖が眠る墓地、こういうものがある人。欲しいところにうちも、復興公営住宅もつくってくれないで、こっちの中間貯蔵施設は国はどうしてもつくりたいので、あなたたち協力しろとって協力、県も町も一生懸命これ取り組んでいたのですけれども、これ県知事も町長もこういう人たち説得できて、用地ちゃんと取得できますか。これは多分300世帯の人、500人の地権者は、交換条件という可能性だつてあるのです。これは、かなりしんどい問題です。ですから、町長はこの人たちに何とか協力して中間貯蔵施設をつくりたいと思っているのであれば、やっぱり住むところを探してくれるのが町長なり県知事の仕事になってくるのかと私は思っているのですが、町長できないのか、やらないのか、ここを少しはっきりと教えてください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、その地権者の人たちの住居を確保する意味で、県外に復興公営住宅をつくることはできないのかとのおただしであります。先ほど来から答弁申し上げておりますとおり、これはあくまでも県の判断だということをご理解いただきたいと思っております。ただ、その敷地内にいる住民の皆さんの住居に対する対応につきましては、先ほど答弁の中でも申しておりますが、事業主体である国が中間貯蔵施設予定となっている住民の方々の新たな住居の確保についても住民のニーズを丁寧に把握し、住民の希望に沿った方策をとっていくべきものと考えているということでございます。受け入れの是非の判断をする前にそうした判断をしてしまいますと、受け入れありきというふうな判断にもとられかねないので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） どうであれ、住居、ふるさとなくなる人は、最後まで私抵抗するような気がします。これどうやって説得するのか、私はじっくりと見ていきたいと思っております。

次に移ります。安全協定、指摘されましたので、正確に申し上げます。原子力発電所周辺地域の、正確に言うと福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定。これ私何度も、これで3度目、4度目かな、質問しているのですけれども、その都度うそつかれているのです、はっきり言って。まず、質問、答弁をもらってからやりますけれども、安全協定とは原子力発電所の平時運転での運用を定めているのが現在の安全協定との答弁がありました。町長こういう答弁していますけれども、安全協定の目的は、町長はわかっていて答弁していないと私は思っています。目的が何なのか、はっきり町長も担当課長と勉強したほうがいいと思います。これは、安全協定書に目的書かれていますから、平時だの異常時だのと書かれていませんから。これあります、町長。この中に、平時だの異常時だのという安全協定の作り方ありません。目的はただ一つです。普通に定めている安全協定と町長から答弁がありました。これで、町長の答弁が正しいかどうか。私は、正しくないと思っているから質問しているのですから。

それから、安全協定の改訂の事由発生したら甲乙協議と安全協定書にはうたってあります。これ日本の法律にかかわるものが、この安全協定に関して何かありますか、町長。私は、これ法に基づいた安全協定ではないと思っているのです。何か担当課長の説明というのに、何かごちゃごちゃ間違ったこと答弁、説明しているようですけれども、この安全協定は何の法にも私はかかわってはいないと思っているのです。ですから、平時だの異常時だの全く、町長、勘違いでないですか。

それから、原発汚染水の流出量、これ質問されておいて、わかりませんという答弁ではなくて報告。これは町長が指名している担当課、それから担任意務、どういう取り扱いしているのか、係として。全く不満。こういう職員は双葉町役場に要らないと私は思っているのです。東電に聞いたら、わからないという返事がありました。報告しません。こんな答弁は町長の答弁とは思えない。今回の質問に関して資料いっぱい集めました。何しにこういうやつつくったのだから、担当課長、担任意務、原子力発電所周辺地域における安全対策に関することだと、これ改定版で載っているのだ。何をやっていったのか、町長は何をやらせていたのか、全く不満。

それから、安全協定に基づく原発安全確保技術連絡会・安全対策部会、これも町長の答弁全く不満。担当課長、安全協定は規制庁の権限に移りました。何に基づいてそういう答弁したのか。安全協定、いわゆる三者協定が法によって消滅したり復活したりするようなことがあっていいわけがないのだ、これ。この以前の議会での答弁が正確でないと思ったら、これは謝罪してください。これは間違いない、私が責任持って答弁したのだから間違いないというのであれば、これで押し通してもいいですけれども、全くでたらめな答弁でした。ここにちゃんと書き込まれてあります、目的。

それから、この原子力発電所の安全確保技術連絡会の中に、安全対策部会と幹事会、2つ部会があります。1つは、余り発電所の運転管理にかかわるものではなくて、4、5、6の3点については、町長ですから、機関の長が職員指名して、この安全対策部会に出席させることができるのです。そこからの報告が安全ですと返事がありましたと、担当課長はぬけぬけと答弁しているのです。町長が派

遣した職員が協議して決まったことなのです。これ違いますか。説明なんか全く欲しくはないのですけれども、町長の答弁欲しい。町の職員が参加した協議で決まったことは、町長がさせているのですから、ちゃんと町長に報告があって、町長の考え方になるのです。それをさも福島県なんてうたっているの、福島県からのオーケーサインみたいな答弁なのです。機関の長、任命するのは双葉町、人数2人。誰と誰行って、これは安全だと、安全協定がどうかこうとかいう話ではなくて、今申し入れがある固体廃棄物第9棟の問題について、そういうように技術者連絡会でそうなったとすれば、町長がオーケーと言っているのと一緒なのです。町の職員って、誰が行ったのだから知らないけれども、私この前質問したときには答えてもらっていないのです。

ですから、全く安全協定も平時でなくて、この安全協定は原子力発電所の設計の段階から平常運転までのものを想定してつくった安全協定書なのです。だから、今は廃炉にしましょうという段階になっているのです。爆発して飛び散ったもの、それ一般的に瓦れきと言っているのですけれども、その瓦れきと解体したものを入る小屋をつくりたいと、そういうことです。ですから、これは平時を想定したというような協定書ではありませんから、町長。ですから、この前も県との、全協のときに県の職員に言いましたけれども、もっと町は考えて、いわゆる平時とか異常時とかでなくて、もう廃炉に関する協定をつくるべきですと言ったのです。こんないっぱい新規、新規、新規と、この安全協定書を直したって、全くこれで適用することはなかなか私は面倒だと思っています。少し町長、今安全協定についてしゃべったこと、全く前の3回の質問で町長からいただいた答弁不満なのです。

これ余りきょう質問したくなかったのだけれども、このままにしておく、勘違いしたのだから、わざと安全協定歪曲しているのか、よくわからなくなるのと同じです。これは、あえてこの質問書を通告したのですけれども、町長しっかり考えて答弁してください、安全協定について。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 安全協定についてのおただしであります。現在の安全協定については引き続き効力を有しております。一方で、平時を前提とした現在の安全協定は、福島第一原子力発電所の実態にそぐわなくなってきたことから、廃炉措置を進める今日の福島第一原子力発電所の実態に即したものとなるよう、これまで大熊町とともに福島県との協議を進めてきたところです。先日の議会全員協議会において福島県から説明があったところですので、今後議会の皆様のご意見を踏まえて、福島第一原子力発電所の廃炉の実態に即した安全協定を締結したいと考えております。

次に、安全協定の改訂についてのおただしであります。安全協定は法律に基づくものではありませんので、改訂に関して法にかかわるものはございません。安全協定の改訂については、現行の安全協定第15条に基づき、福島県と双葉町、大熊町が相互に協議しながら、東京電力に改訂を求めているところです。

次に、汚染水の流出量について担当課からの報告はなかったのかとおただしであります。汚染水の漏えい事象は、これまでも海洋への流出、地下貯水槽からの漏えい、タンクエリアからの漏えい

など相次いで発生しているところです。こうした汚染水の漏えい事象などのトラブルについては、東京電力から担当課が通報を受け、その内容は私も逐次報告を受けているところです。

しかしながら、汚染水の総流出量につきましては、さきの3月議会定例会において、東京電力において把握していない旨の報告を受けたとご答弁を申し上げたところですが、その後改めて担当課に対して東京電力に確認をさせましたものの、現時点においても東京電力において把握していないとのことであります。

しかし、現在わかっている内容につきましてご答弁させていただきます。平成23年4月2日から平成24年4月5日まで6件の事象が発生しており、最近では主なものとして、平成25年8月19日、H4タンクエリア約300立方メートル、平成25年10月2日、南エリア天板約0.43立方メートル、平成26年2月19日、H6タンクエリア約100立方メートルであります。

次に、安全対策部会の報告についてのおただしであります。固体廃棄物貯蔵庫第9棟に関しましては平成26年1月20日に、覆土式一時保管施設につきましては平成26年3月6日にそれぞれの施設の増設計画は妥当である旨、安全対策部会にて報告が取りまとめられており、先日の議会全員協議会において福島県から説明がなされたところであり。固体廃棄物貯蔵庫第9棟及び覆土式一時保管施設につきましては、福島第一原発内の線量低減に寄与する施設であることから、双葉町民も従事する廃炉作業員の安全確保と、廃炉を着実に進めるために必要な施設であると考えております。そのため、県の安全対策部会からも施設の安全性については妥当であるとの結論も出ていることも踏まえて、議会の皆さんのご理解をいただきたいと考えております。

今の放出量のことをございますが、あくまでも海洋流出の6件というふうなことをございますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 町長は、私が言っていることが理解できないのかなのです。県の安全対策部会というのは、あなたの職員も入っているのですと私言っていました。ということは、あなたは報告受けているはずですから、あなたが入っていると一緒なのです。違いますか。ですから、県の安全対策部会、そこには双葉町も参加して協議をしているのです。担当課長が教えるのが悪いのだろう、これ。

ですから、私は廃炉について、そういう施設がないと廃炉作業は進まない、それは中間貯蔵施設つくるのと全く同じく考えてもおかしくないというように思います。中間貯蔵施設をつくらないと進まない、県内きれいにならない。それは、安全協定に基づいてそれを、固体廃棄物施設をつくらないと、原子力発電所幾ら廃炉にしても片づかないというのは、全く同じく考えてもいいと私は思っているのですけれども、あの中間貯蔵施設は第一原子力発電所の敷地のところ、ずっと白地であっているのです。あれ何のためにあかすのか。また、安全協定に基づく固体廃棄物貯蔵施設は、町との境界ぎりぎりまでつくる。何のために東京電力はあれだけ広い敷地を持っていて、さらに民地ですから。町有地

でないですから。町有地のほうはずっと白地つくって、そこに何にもつくらないで更地しておくのかどうか。いずれ東京電力のほうから、ちょっとずつ置いてきたのなら、それ置き場になるのかもどうかも、全く私不安です、はっきり言って。この前もらった見取り図というか、漫画色染めたやつには、白地のところは何の予定もないでしょう、あれ。

やっぱりしっかりと安全協定、平時も異常時もないですから、町長。これは、ちゃんと原子力発電所の設計の段階からの取り決めを書いたものですから。これは直すのならば、甲乙よく協議してどうたっているのです。見直しとか書かれていないです。改訂と書かれています。これには改訂。何条と今言いましたけれども、町長。わかっていて言っているのだと思うですけれども、見直しとは書いていない。私が安全協定と言ったら、駒田課長がちゃんと正式な説明したようですけれども、ですからそういうことですので、まずしっかりと今生きているものですから、改訂して初めて新しいものができるのですから。そこのところを勘違いしないで、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（正 午）

6 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

## 平成26年第2回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

平成26年6月20日（金曜日）午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第32号 専決処分の承認について  
専決第 2号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第2 議案第33号 専決処分の承認について  
専決第 3号 平成25年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第3 議案第34号 専決処分の承認について  
専決第 4号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第4 議案第35号 専決処分の承認について  
専決第 5号 平成25年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第36号 専決処分の承認について  
専決第 6号 平成25年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第37号 専決処分の承認について  
専決第 7号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第38号 専決処分の承認について  
専決第 8号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第39号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第40号 双葉町立小・中学校条例の一部改正について
- 日程第10 議案第41号 双葉町立幼稚園設置条例の一部改正について
- 日程第11 議案第42号 平成26年度双葉町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

閉 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	半澤浩司君
教育長	半谷淳君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	平岩邦弘君
総務課長	舶来丈夫君
参事兼 復興推進課長	駒田義誌君
税務課長	山本一弥君
産業建設課長兼 農業委員会兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
参事兼 健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大住宗重君
生活支援課長兼 埼玉支所長	志賀睦君
教育総務課長	今泉祐一君
会計管理者	半谷安子君
代表監査委員	五十嵐一雄君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	大浦寿子

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第32号 専決処分承認についてを議題とします。  
直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により歳入から行います。

第3款利子割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款配当割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款交通安全対策特別交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款労働費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款商工費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款消防費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款公債費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 歳入なのですけれども、余りにも復興の負担金なり、県の支出金なりが減額補正をされております。町は、しっかりした事業計画を立て、それに見合った予算請求をしていながら、これだけの金額が減額補正されているということの説明お願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の質問にお答えいたします。

減額補正につきましては、実績見合いということでございますが、詳しくは総務課長に説明させていただきます。

○議長（佐々木清一君） 舶来総務課長。

○総務課長（舶来丈夫君） 歳入の減額につきましてご説明申し上げます。

今町長が答弁したとおり、整理予算ということで大分減額になっております。確かにきちんとした事業計画を立てて進めてまいりますけれども、最後にその請負額の差とか、そういうのが出たものを

補正してこのような形になっております。ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） そういう事情というのはわかっているつもりですけども、やはりしっかりした事業計画を立てて、議会にこの予算を認めらせておきながら、最終的には整理予算ですと、それで片づけてしまうのはいかがなものかと。やはりもう少しある予算を有効に使う方法を町長を初め皆さん方でしっかり考えて、この予算余すことなく使ってほしいというようにお願いしておきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第32号 専決第2号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第8号）を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第32号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第33号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により歳入から行います。

第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款保健事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第33号 専決第3号 平成25年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第33号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第3、議案第34号 専決処分承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により歳入から行います。

第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第2款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第34号 専決第4号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第34号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第4、議案第35号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により歳入から行います。

第4款支払基金交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第4款地域支援事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第35号 専決第5号 平成25年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第4号)を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第35号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第5、議案第36号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により歳入から行います。

第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第36号 専決第6号 平成25年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第36号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第37号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第37号 専決第7号 双葉町税条例の一部改正についてを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第37号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第7、議案第38号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第38号 専決第8号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを原案の

とおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第38号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議案第39号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第39号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第9、議案第40号 双葉町立小・中学校条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第40号 双葉町立小・中学校条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第10、議案第41号 双葉町立幼稚園設置条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第41号 双葉町立幼稚園設置条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第11、議案第42号 平成26年度双葉町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により歳入から行います。

第11款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第12款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第16款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第17款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款議会費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款民生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款衛生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款消防費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款教育費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第42号 平成26年度双葉町一般会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

◎諮問第1号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第12、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、諮問第1号は原案のとおり適任とすることに決定しました。

---

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長(佐々木清一君) 日程第13、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務教育常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長(佐々木清一君) 日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長(佐々木清一君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成26年第2回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時21分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 谷津田 光 治

署名議員 岩 本 久 人